

システム機能要件一覧の記載方法について

当法人が要求するシステムの機能要件について、下記要領にて回答すること。

記

1 機能要件の分類について

分類	項目の定義
A	システム選定に当たり、当法人がシステム機能として必須とする項目で、パッケージシステム機能としての提供、あるいはパッケージ機能の改変(カスタマイズ対応)又はプログラム開発対応(以下「カスタマイズ等」という。)による提供を要求する項目。
B	システム選定に当たり、現行システムに搭載されている機能を含め、搭載があれば活用したい付加機能項目。

2 記載方法について

(1) 「回答」欄の記載方法について

仕様書別紙1, 仕様書別紙2に記載された各機能についての実装可否を以下の定義に従って分類し、下記の記号にて記入すること。

なお、「パッケージシステム機能」とは提案システムの標準機能であり、導入に当たりシステム本体価格に含まれるもの。

記号	定義
○	パッケージシステムの標準機能として実装済み。
△	パッケージシステム機能のカスタマイズ等を実施し実装できる。
×	パッケージシステムに実装が不可能。

(2) 「備考」欄の記載方法について

「△(カスタマイズ等として実装)」と記載した場合は、備考欄にカスタマイズ等内容を記入すること。確認内容において、一覧表示の機能を求めている場合は、①画面での表示機能、②帳票印刷機能、③CSVデータでの抽出の有無を記載すること。

【例】 ①画面表示機能 あり ②帳票印刷機能 なし ③CSV出力 あり

カスタマイズ等により実装することとして、その内容を記載する場合、平易な表現、かつ具体的に記載すること。ただし、行数が10行以上となる場合は、別紙(任意様式)を用意し、そちらに記載すること。別紙の場合は、応答関係が分かるように、「No.」、「分類」、「サービス区分」、「確認内容」を別紙上に搭載の上、回答を記載すること。

3 仕様書別紙1, 仕様書別紙2, 仕様書別紙3における「サービス区分」欄の内容について

項目名	内容
居宅介護支援	居宅介護支援サービスを指す。
介保	訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業、夜間対応型訪問介護を指す。
障総	障害者総合支援制度の居宅介護、重度訪問介護を指す。
独自サービス	当法人が独自に提供する自費サービス、京都市措置サービスを指す。
訪問共通	介護保険制度の訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業、夜間対応型訪問介護、障害者総合支援制度の居宅介護、重度訪問介護、独自提供サービスを指す。
相談支援	障害者総合支援制度の計画相談支援サービスを指す。

以上